三　インターネット活用業務の実施方法
四　インターネット活用業務の当該事業年度の実施に要する費用に関する次の事項
イ　協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（当該業務に伴い協会が放送した放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務を含む。以下「常時同時配信等業務」という。）その他の受信料財源インターネット活用業務（インターネット活用業務のうち、専ら受信料を財源として行うものをいう。以下同じ。）の実施に要する費用及び別表第三号の二に定める様式による当該費用の明細
ロ　有料インターネット活用業務（インターネット活用業務のうち、受信料財源インターネット活用業務以外のものをいう。以下同じ。）の実施に要する費用及び別表第三号の三に定める様式による当該費用の明細
五　法第二十条第二項第二号の業務（以下「二号業務」という。）に関する料金その他の提供条件に関する事項
六　インターネット活用業務に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項
七　インターネット活用業務の経理に関する次の事項
イ　第三十二条各項の規定によるインターネット活用業務その他の業務の経理に関する区分経理の実施方法
ロ　第三十二条第五項の費用の整理に関する計算方法
ハ　インターネット活用業務の実施に要する費用の開示方法
ニ　区分経理の実施の適正を確保するための措置
ホ　その他インターネット活用業務の経理に関し必要な事項
八　その他インターネット活用業務に関し必要な事項

2　法第二十条第十三項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

（業務の認可申請）

第十三条　法第二十条第十八項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

［一～六　略］

（監査委員会の職務を執行するための事項）

第十七条　法第二十九条第一項第一号ロに規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　監査委員会の職務を補助すべき職員及び専門的知識を有する者その他の者に関する事項
［二　略］
三　監査委員会の第一号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
四　次に掲げる体制その他の監査委員会への報告に関する体制
イ　会長、副会長及び理事並びに職員が監査委員会に報告をするための体制
ロ　協会の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人である場合にあつては、その職務を行うべき者）又はこれらに準ずる者（第五十五条の二第二項第五号において「取締役等」という。）及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告をするための体制

（業務の認可申請）

第十三条　法第二十条第十四項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

［一～六　同上］

（業務の適正を確保するための体制）

第十七条　［同上］

一　監査委員会の職務を補助すべき職員に関する事項
［二　同上］
［新設］
三　会長、副会長及び理事並びに職員が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
［新設］